

用途廃止申請書記載上の注意点

1 申請書の日付

日付の記載漏れがないようにすること。

2 申請者の住所氏名

- ① 申請者は利害関係人（当事者）とすること。
- ② 住所は私人の場合は現住所、法人の場合は主たる事務所の所在地とすること。
- ③ 氏名は戸籍上の氏名、法人はその名称と代表者氏名を記載すること。

3 申請書の文言の記載（例）

下記の（道路）敷地は、現在使用されておらず公共物として存置する必要がないのでその用途を廃止されるよう申請します。

4 当該財産の台帳記載事項

- ① 所在は、当該公共用財産の所在地として市、町、大字、字及び地番を記入すること。
なお、公共用財産は地番がないのが通例であるので、その場合は次によること。
 関市〇〇町〇〇字〇〇××××番地先より
 関市〇〇町〇〇字〇〇××××番地先まで
- ② 地目は、道路敷地、水路敷地の別に記載すること。
- ③ 符号は、当該物件が2以上にわたる場合に求積図の符号を記載すること。
- ④ 面積は、道路敷地、水路敷地の別に計上し、合計すること。

5 用途廃止の事由（例）

申請の目的を要領よく記載すること。

- ① 現在、所在地で〇〇を営んでおり、申請地と所有地を一体利用したいため。
- ② 今般当社が所在地に〇〇施設を建設するにあたり、造成区域内に介在している〇〇敷地を一体利用したいため、代替施設を設置し関市に寄附するため。

6 用途廃止後の処分方法（例）

- ① 申請人が払下げを希望する。
- ② 関市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第3条第4号適用を希望する。

7 その他

同一の公共用財産を、それに隣接する土地の所有者2名以上の者がそれぞれ隣接する部分を用途廃止しようとするときは、申請書は別々に作成せず一括して作成すること。

この場合の地積測量図は、払下げを受けようとする財産の種類（道路、水路敷地）ごとに、それぞれ個人ごとの区分を表示し、それぞれの面積を求積すること。

添付書類作成上の注意点

1 位置図

- ① 市販されている住宅地図等（方位を明記）に申請物件の位置を明示すること。
- ② 大規模な造成事業の場合は、事業区域を明示すること。

2 現況平面図

- ① 平面図には、建物の位置、用途廃止箇所並びに付替箇所を明示し、用途廃止箇所は赤色、付替箇所は黄色で着色すること。
- ② 道水路については、周辺の道水路との機能的な関連を明確にすること。
- ③ 構築物については、可能な限り原形に即して記入すること。

3 公図（字絵図）の写し

- ① 法務局に備えてある公図（字絵図）を謄写したものであること。（税務課に備え付けの図面、土地宝典ではいけない。）
- ② 鮮明、正確に謄写し、法務局謄写年月日を記載すること。
- ③ 公図には用途別に道路は赤、水路・池沼は青、堤は黒で着色し、用途廃止部分（道路はうす茶、水路・池沼はうす緑実線で囲み斜線を引く。）を明示する。
- ④ 付替施設は黄色で着色すること。
- ⑤ 字界が合致しない場合は、字界を1.5cm程度あけ、「不接合部分」と表示すること。
- ⑥ 申請部分のみではなく広範囲にわたり作成し、その図内の道水路等は全て着色明示すること。
- ⑦ 申請物件と一体利用を図る区域を明示すること。

4 求積図

- ① 実測を必要とする場合は、官民境界確定協議を行い実測すること。この場合、立会年月日、立会者の住所・所属・氏名を記入し、それぞれ押印すること。
- ② 登記のある財産で地積更正を行う必要がある場合は、地積更正に必要な図書を添付すること。
- ③ 方位、縮尺、所在、作製年月日、作製者、隣接地番を明記すること。
- ④ 種目別、字別、買受者別に求積すること。
- ⑤ 公図と求積図をそれぞれ統一した符合をもって明示すること。
- ⑥ 登記可能な求積図を作製すること。
- ⑦ 公共物と交差する箇所は求積しないこと。
- ⑧ 縮尺は原則として1/250とすること。

5 各筆調書

- ① 買受希望者の所有地と、用途廃止申請地を含めて一体利用する画地内全ての土地を記載すること。
- ② 隣接する土地（点で接する場合を含む。）全てを記載すること。

- ③ 取得原因が過去5年以内のものについては、前所有者欄も記載すること。
- ④ 閲覧法務局、閲覧年月日、閲覧者氏名（押印）を記載すること。
- ⑤ 所有権以外の権利（賃借権、地上権、仮登記等）がある場合は、全部事項証明書を添付すること。

6 承諾書

- ① 用途廃止申請地に隣接する土地所有者全員（点で接する場合を含む。）について添付すること。（買受人を含む。）
- ② 隣接地が共有地等複数の所有者がある場合は、全員の承諾書を必要とする。
- ③ 隣接する土地を未成年者が所有する場合は、親権者の承諾とともに親権者であることを証明する書類を添付すること。
- ④ 隣接する土地の所有者が死亡している場合は、民法の規定に基づく必要書類を添付すること。
- ⑤ 隣接する土地の所有者が登記上の所有者と現実の所有者と相違する場合は、関係を明らかにする書類（売買契約書の写し等）を添付すること。
- ⑥ 隣接する土地に賃借権、地上権等の権利を有する者がいる場合は、土地所有者とそ
の者の承諾書を要する。

7 占拠事情調書

- ① 詳細に記載すること。
- ② 次の場合は必ず添付すること。
 - イ 当該道水路上に工作物が設置してある場合
 - ロ 道水路の現況をなくし造成した場合
 - ハ 人工的に通行・通水等を阻害し、その機能を喪失させた場合

8 買受誓約書

- ① 買受誓約者は用途廃止物件に直接隣接する土地の登記上の所有者を原則とするが、借地等により土地を利用する場合は当該借地権者とすることができる。
ただし、借地権者が買受けを希望する場合は、賃貸借契約書等権利を証する書類を添付すること。
- ② 関市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第3条第4号適用を希望する場合は、その旨を末尾に付け加えること。

9 同意書

- ① 土木水利委員又は地区代表者の同意書を添付すること。

10 現況写真・写真撮影方向図

- ① 申請地の位置を朱線で明示すること。
- ② 写真撮影方向図には、撮影の位置及び撮影年月日を記載すること。
- ③ 写真撮影方向図は現況平面図と共用することも可能であること。

11 代替地の寄附申込書

- ① 用途廃止申請時において、代替施設の工事が完了していること。
- ② 代替施設は、公共用財産として機能管理するに支障のない施設でなければならないため、あらかじめ規模、構造等を協議することとし、用途廃止申請時に完成写真を添付すること。
- ③ 代替地は分筆及び地目変更登記がされており、申込書に全部事項証明書を添付すること。
- ④ 所有権以外の権利が設定してある場合は、あらかじめそれらの権利を消滅させてあること。
- ⑤ 代替施設は、寄附採納前に寄附申込者立会いのもと現地調査するものとする。

12 その他

- ① 開発行為等の場合については、土地利用計画図を添付すること。
- ② 開発行為等に伴い用途廃止申請書を提出する場合は、他の法令に基づく許認可一覧表を添付すること。